10号

焚書の時代

全面大特集・作品売却、図録焼却大事件迫る「我慢の限界の日」！その時あなたは…

1993 JUNE

大浦作品を鑑賞する市民の会

目　次

編集後記・言いたい放題

☆ 4月20日以降、とても忙しくなってしまった。本来怠け者の私は暇が無くなってしまったことと、度重なる行政の超保守的かつ出鱈目な対応に憤りを持て余している。6月11日に教育委員会の傍聴に半日休暇をとって行ってきた。前に出していた陳情書がどのように扱われるのか見届ける必要があったからだ。ところが、「大浦作品」問題が絡むと思われる項目になると秘密会になってしまい肝心なところは何一つきけなかつた。大方こんなものだろうと予想していたが現実になると新たな怒りがわき上がる。帰る道すがら怒ってばかりいても仕方がない、何とか県に一撃ぐらい食らわしてやりたい、やっぱり裁判しかないんだろうと思ってしまった。この先5年ぐらい大好きな昼寝と外タレコンサートにつぎこんできた以上の時間と金を裁判にと考えるとつい弱気にもなってしまう根性無しの私ですが、六法全書とお友達しながら夏過ぎには結論を出したいと思っている。

★「遠近を抱えて」特別観覧申請をして却下され異議申し立てをした方がたに緊急連絡です。東京在住者で異議申し立てをした人の職場になんと富山県の教育委員会の役人が出向いて行って「異議申し立てではなく審査請求にして宛先は知事ではなく教育委員会にしてほしい」と言ってかえったそうです。その知人は朝に弱いタイプでかつその日は遅刻ぎりぎりで職場に入ったらすでに役人がいたというのですから、日頃のパワーの三分の二ぐらいでしか応対できなくさぞ口惜しい思いをしたことでしょう。富山に住む私の所には郵送できました。住所しか書いていないのに職場にまでたどりつくなんて公務員の職権乱用に他ならずはっきりいって悪質ないやがらせです。知人の場合、家主に聞いたと言っていたそうですが役人に弱い人々が多い姿婆を改めて実感しました。同じ様に富山県の役人の訪問を受けられた方がおりましたら、「市民の会」までお知らせください。

（佐伯）

大浦作品を鑑賞する市民の会　富山市中央郵便局私書箱97号　TEL.0764-22-7275
■カンパ送り先　郵便振替口座　金沢8-33402
■ミーティング　このところ毎週火曜日夜にやってます。誰でも参加できます。

焚書の時代

正夢になりつつある「頽廃芸術の夜明け」

私たちはいままで『頽廃芸術の夜明け』と題するパンフを二回出した。「頽廃芸術」というナチス・ドイツが行った検閲と焚書の時代の官製展覧会と、富山県が「遠近を抱えて」に対してとった措置を揶揄の気持ちも込めて重ねあわせたのがこのタイトル誕生のそもそものいきさつだった。

作品、図録の非公開を憤りつつも、まさか作品の売却でケリをつけるとは思わなかったし、それ以上に図録を焼却するなんて考えもつかなかった。右翼ですらやったことは「遠近を抱えて」のページだけを破ることであった。「遠近を抱えて」を葬り去るためならば、他の作品が犠牲になろうとどうなろうと構わないという発想は、文字どおり焚書の思想である。右翼よりももっと質が悪いことは言うまでもない。県当局には自分たちのやったことへの責任の自覚もなければ、その正統性を主張する用意もない。あるのは、ただこのゴタゴタから逃がれようとすることだけだ。

この号では、この4月に起きた出来事をドキュメントとして再現することに集中した。今までの『越中の声』に比べて「遊び」の部分が少なくなって寂しい気もするが、今後の運動の事も考えて、必要最低限の資料はまとめなければならないと言うことで、新聞記事などが沢山入っている。

教育委員と美術品選定委員の責任は非常に重い！！

マスコミも余り注目しないことなので、この際三つのことを言っておきたい。もし、この三つがなければ、今回の事態はありえなかった、そういう節目になる事柄である。

第一に、美術館の収蔵品選定委員会や教育委員会のような外部の有識者によって構成される委員会の責任問題である。普通、お役所は、自分達の意志決定の正統性を作り出すために、いろいろな権威を利用する。収蔵品選定委員も教育委員もこうした「権威」をもった有識者である。しかし、実際にこれらの委員会で決定すべき事項はあらかじめ事務局がお膳立てし、形式的にこれらの委員会に諮って最終的に形を整える、ということをやる。議会報告でも選定委員会や教育委員会で審議したということで報告が上がる。こうした意志決定の形式は、最終的な意志決定権をもっている委員会の形骸化を招き、これらの有識者は自分達のやっていることの責任を自覚しずらい立場に置かれる。逆に事務局は「偉いセンセ」に迷惑をかけないように万全の段取りと根回しで決められたとおりに議事が進行するように準備する。こうしたシステムでは、結局事務局に最も直接的な影響力をもつ政治家や知事部局などの官僚上部が大きな権限を握ることになる。今回の作品売却、図録焼却のゴーサインは、知事の決定である公算が非常に大きい。今までもこの問題を

決定できるのは知事しかいない、ということはよく言われていたことだから だ。だからこそ、わたしたちは、知事よりも「出先」といわれてしまう美術館や図書館が自立した意志決定をなすべきであるということを繰り返し強調してきた。

私たちは、たとえ形式に陥ってしまっているとはいえ、選定委員会や教育委員会の責任を厳しく問いたいと思う。選定委員は少なくとも美術の専門家たちである。彼らが「いくらなんでも売却はすべきでない」と言えば、売却にはいたらなかったはずである。同様のことは教育委員会にも言えることである。教育行政の最高意志決定機関であることの自覚をこの際はっきりもってもらう必要がある。教育委員会への陳情にはそうした意味がある。

今後、教育委員会や美術館がまともな対応をしないのであれば、私たちはより直接的に教育委員や美術品選定委員への追及を運動として提起せざるを得ないだろう。

何一つ追及しなかった教育警務委員会の責任

第二に、議会の責任がある。作品の売却が教育警務委員会に報告されたとき、なぜもっと徹底的な追及がなされなかったのだろうか。新聞報道に見る限り、非公開を主張してきた藤沢県議だけが売却に対してやや疑問を呈する発言をするにとどまった。これは、作品が非公開にされたときの議会の雰囲気と非常に近い。議会は、右翼の図録破棄事件の際に、「表現の自由を守れ」という決議を全会一致で採択した。形のうえでケジメをつけるのがうまい政治家らしいパフォーマンスだが、まさにこれは絵にかいた餅でしかなかったことが、実際にこうした事態になったときにはっきりと見えてきた。

しかも、図録の焼却処分についても明確な報告すらうけていなかったのではないか。これは、明らかに議会がこの問題できちんとした追及をしてこなかった結果であり、議会には事後報告ですませられるという事務局の判断が出てきた背景には、議会の行政へのチェックが全く利いていないということがある。自民党が圧倒的多数を占める議会に大きな期待はないし、むしろ危惧することの方がずっと多いが、そうであればこそ野党の役割は重要なはずなのに、野党が野党としての抑止力を放棄していることが大問題である。野党がどれだけ原則をつらぬく主張で県を追及するか、この意味でも６月県議会には注目したい。

美術館長は責任転嫁する前に、もっとちゃんとお勉強しなさいっ！

第三に、表現の施設の責任者としての自覚を全く持っていない楠館長の責任である。楠館長は、新聞報道によれば、大浦さんとの会見で、「遠近を抱えて」の公開・非公開問題が、美術とは無関係な左翼と右翼の主義主張のために利用された、というようなことを語っている。こうした責任転嫁の主張を私たちは何度も聞かされてきた。私たちが公開運動などをやって美術館を追い詰めるようなことをするから売却せざるをえなくなったのだ、というように、あたかも売却の責任が私たちの運動にもあるかのような感想をもらす人もいる。もっとそっとしておくべきだ、そうすれば誰もがこの問題を忘れ、そうなれば公開したとしても問題にはならない、という見通しがあったとすればそれは私たちの予測とは大いに違う。なによりも右翼は私たち以上に県当局に圧力をかけていたし、問題が忘れられれば、当然売却や焼却も思いのままである。問題が忘れられることによって、好ましい解決をみた事例を私は知らない。残念ながら闘うことが最大の成果をあげられる方法なのだ。

楠館長は、美術館の館長としていったいどれだけのことを学んだのだろうか。現代美術がどのような歴史をもち、どのようなモチーフで様々な作品を生み出してきたのかをきちんと理解していたのだろうか。美術館にとって「表現の自由」を守るためには何をしなければならないのか、ということをどれほど真剣に考えてきたのか。館長の仕事を単なる行政のトップとしての管理的な仕事と考えていたのだとすればそれは大間違いである。「表現」のための施設は常に、問題と論争をかかえざるをえないものであるということの腹の括り方がたりなかったのではないだろうか。

そしてまた、楠館長は、私たちの主張をきちんと理解していたとも思えない。主義主張のために「遠近を抱えて」を利用するほどわたしたちは政治主義者ではないつもりだ。文化が政治やイデオロギーに支配されてきた歴史を知っていればこそ、そうした支配からの自由を要求してきたのだ。

学芸員はもっと発言すべきだ

作品売却、図録焼却という事態になり、作家の人達も抗議声明を出すといった動きがある中で、美術館の学芸員の人達の沈黙が非常に気にかかる。普通ならば、沈黙できる出来事ではないだろう。にもかかわらず、沈黙しているのは、よほどの圧力や箝口令が上からかけられているとしか思えない。作品売却などこの間の一連の出来事は、学芸員の会議で議題になったことはなく、すべてトップが決めたことだ。その意味では学芸員はカヤの外に置かれた格好だが、だから「自分たちにはどうしようもないことで上が決めたこと」とあきらめてよいのだろうか。確かに最終的な決断はトップがするにしても、そうした決断をさせないような努力を下部のもの達がするかどうかは重要なことである。作家たちと直接接し、仕事をするのは学芸員の人達である。その人達が沈黙することは、現代美術の優れた仕事をしてゆく上でプラスになるのだろうか。私たちはそうは思わない。むしろ、今だからこそ発言すべきなのではないか。６月６日の集会はそのための絶好の機会である。

もっともっと抗議の声を！！

作品の売却と図録の焼却はとりかえしのつかない「事実」になりつつある。これに対抗できる唯一の要求は、作品の買い戻しと図録の再版要求である。

しかし、これはたんなる公開要求よりも数倍も大変な要求である。この大変な要求の実現には今まで以上に幅広く、息の長い運動が必要になってくる。今はまだ事件が起きて間もない時期だから、マスメディアも注目し、話題にもなるが、あと数カ月もすれば、もう「過去」の出来事になってしまうだろう。そうなったときに私たちがどれだけの持続する運動としての力を持ち続けられるか、それは、正直言って不安である。県当局は、そうした時期が必ず来ることを見越して、強硬手段に打って出たのだろう。私たちの闘いの正念場はこの意味で言って、むしろ夏以降である。（小倉利丸）

資料・新聞紙面でみる

「遠近を抱えて」の売り方、燃やし方

最初に売却を問題にしたのは…？

新聞報道以前の県教委や美術館のこの問題についての具体的な動きはわからない。後の報道などからわかった3月下旬から4月始めにかけての動きには次のようなものがある。

3月25日　第4回教育委員会開催
4月 9日　第5回教育委員会開催
4月13日　近代美術館長が、収蔵品選定委員会に対して、作品の譲渡について諮問。委員会は、4点の作品を20万円で売却することを決定

作品の売却を議会教育警務委員会に報告

この時点で、またもや議会は何も批判せず。右翼の図録破棄の際に出した「抗議声明」の精神はどこにいったのか…？

4月19日　個人に作品を譲渡
4月20日　県議会教育警務常任委員会に「教育行政当面の諸問題について」と題して文書を配布して報告。
同日　　市民の会、抗議声明を出す。

〈資料〉県議会・教育警務委員会に提出された教育委員会の文書

教育行政当面の諸問題について
――近代美術館の大浦作品の取扱いについて――

平成５年４月２０日

近代美術館の大浦作品の取扱いについて、このたび、教育委員会にも諮って下記のとおり措置した。

記

１．大浦作品「遠近を抱えてNO7～NO10」について

富山県立近代美術館収蔵美術品選定委員会の譲渡を可とする答申意見書を得たので、昨日、富山県会計規則等関係規定に定める手続きにより、譲渡した。

なお、譲渡相手方については、美術品に造詣が深く、教育行政に理解のある方で、教育委員会および収蔵美術品選定委員会において十分論議され、適切であると認められた者である。

ただし、譲渡の相手方は、私的鑑賞にとどめるものであり公開の意思はなく、プライバシー保護のため氏名を公表しないよう求めているので、それを尊重し、そのように取扱うこととする。

２．理由

（１）管理運営上の障害

本作品について公開、非公開等相対立する見方、考え方があるため、この作品を所持する限り、今後とも管理運営上の障害となること。

（２）プライバシーの保護

プライバシー侵害の疑いがあるとされる本作品を保持すること自体が県に対する不信感を招き、社会問題化することは避けられないこと。

実は図録も焼却していた！県民、議会、マスコミも知らぬ間に右翼だけが県教委から知らされていた…

4月21日　県内の右翼、文化課の「責任者」を訪ね、図録の措置をただす。「責任者」は図録をすでに焼却処分としたことを話す。［この段階で、議会にも図録焼却処分は報告されていない］

「井頭君支援会だより」1993.4.29より抜粋

"富山県立近代美術館の、大浦作品売却処置と図録焼却処分をうけて"

井　頭　克　彦

去る四月二十日、富山県議会教育警務常任委員会に於て八木教育長は、県立近代美術館所有の大浦作品四点を第三者に売却処分した旨表明。

これをうけて翌二十一日私は、県教育委員会の担当責任者と会ひ、同じ近代美術館が保管してゐた数百冊の問題図録の処置を質したところ、保管してゐた図録四七〇冊は既に全て焼却処分に処してしまってあるとの明快な回答を得たのである。

昭和六十一年、県立近代美術館での大浦作品展示より、当方が身命を賭してその不敬なる作品と図録の廃棄処分を要求し続けて来て、七年近く経った今日、やうやく県は今迄の方針を大転換し、公共機関としての良識ある妥当な処置を執るに至ったのである。

（略）

県当局の今回の方針を受継いで、今後は唯一不敬図録を収蔵してゐる県立図書館も、その処理について大勇断をもって臨まなければならない。即ち同図書館は公式見解として、

○　図録再公開の方針に変りはない。

但し、該図録は破棄事件後警察に証拠品として提出したままになって居り、現在も事件は最高裁で係争中なので、将来返還されたら修復して再公開するつもりである。（修復の可否は返還図録を見て判断する）

と云った姿勢をとり続けてゐるのである。

しかしこれは大浦作品の放出と、保管図録の焼却処分とを執った上層部である県当局の処置と明らかに矛盾するものであり、方針は大転換為されるべきである。事態は大きく変ったのであり、図書館長は迷はず再公開方針を撤回すべきである。今後はこの図書館長の再公開方針を断固阻止する闘ひを強力に押し進めて行くつもりである。

何も知らない市民の会は、もっぱら作品売却についての質問状を出す

図録焼却は質問状の最後に、図録の安否を問う簡単なもの。
4月23日　市民の会、教育委員会と美術館に公開質問状を出し、4月28日に回答することを要求。

大浦信行さん、美術館に抗議。館長、まじめに対応せず。

同日　大浦信行さん、美術館を訪れ、美術館長と会見、抗議を申し入れるが、館長は受け入れず。

「天皇」版画売却問題

作者が美術館に抗議

「本来の役割放棄した」

市民団体も公開質問状

県立近代美術館で非公開とされてきた版画「遠近を抱えて」が「管理運営上の障害」の理由で売却された問題で、作者の大浦信行氏（東京都国分寺市）は二十三日、同美術館を訪れ、抗議した。この中で大浦氏は作品の収蔵と公開のための努力を求めたが、美術館側はこれまでの理由を繰り返し、拒否した。また、公開を求めていた「大浦作品を鑑賞する市民の会」も同日、県教育委員会と同美術館へ公開質問状を提出した。

大浦氏が出した抗議声明では「芸術作品を通して広く地域の人々への啓発といった地道な作業を完全に放棄し、美術館本来の役割とは対極に位置する許されざる行為」などと美術館の対応を厳しく批判。さらに「県民の税金で購入し、収蔵した作品を、市民に何の説明もなく一方的に売却してしまう事が許されるのか。『管理運営上の障害』などの誤解を取り除いていく地道な努力の積み重ねをしてきたことがあったのか」と問いただした。

話し合いで大浦氏は、売却のいきさつの説明を求め、対応について厳しく詰め寄った。楠瀬秀館長は、「美術品は館長権限で処分できず、美術品の専門家の選定委員会があり、二つの厳重な枠がはめられている。そこで教育委員会で（譲渡の）方向で進めても良いと許しを得て、十三日には選定委員会も開いた。いろいろな論争の中に置かれることから、美術品を守りたいと思い、譲渡を考えた」などと説明した。

また、同館長は作品について「私にも苦痛を感じ、不快感がある。普通の気持ち悪いというのとは違う」などと説明。美術館の姿勢についても「美術館は中立を守らなければいけない」とし、「論争の中に置かれ、美術館が平静を保つことができますか」と述べるなど、すれ違いに終わった。

一方、市民の会の公開質問状はまず、作品の譲渡について、その検討時期や教育委員会に諮った理由、価格の算定、相手方が譲渡を知った方法など多項目にわたっている。今月二十八日に回答を求めている。

作品の売却について県立近代美術館に抗議する大浦信行氏（左）＝富山市西中野町１丁目で

1993. 4.24 朝日新聞より

会見7分、「バカタレ」の暴言、二上文化体育部長、戸惑いの八つ当り――4.28交渉の「敗北」

4月28日　県当局、質問状への回答を拒否。「議会報告に尽きる」としか返答せず。二上文化体育部長は終始市民側を威嚇し「バカタレ」という暴言を吐く。

大浦作品売却

市民の会の質問状　県教委側が回答拒否

県立近代美術館が所蔵していた版画の「遠近を抱えて」を売却していた問題で、「大浦作品を鑑賞する市民の会」が県教委と美術館に対し売却の経緯などについてただしていた公開質問状について、県教委側と市民の会の話し合いが二十八日、富山市の県教育文化会館であった。二上采一文化体育部長ら県教委側は「教育警務委員会の報告の通り」として、質問の各項目にはいっさい答えないまま退席し、交渉は物別れに終わった。

売却の経緯などについて県教委側にただす市民の会メンバーら＝富山市の県教育文化会館で

10分程度で退席

市民の会が二十三日に提出していた公開質問状の内容は▽作品の譲渡を諮った教育委員会と美術館の収蔵美術品選定委員会はいつ開かれたのか▽譲渡の理由として「プライバシーの侵害」を挙げているが、作品のどの部分がこれに当たるのか――など計二十二項目。

午後四時に始まった会見には、二上部長のほか宮谷智明文化課長、美術館の竹内律馬副館長ら四人、市民の会側は同会世話人の小倉利丸富山大助教授ら八人がそれぞれ出席。

市民の会側が質問への解答を求めたところ、二上部長は「議会への報告以上のことを答える必要はない」などと質問への回答を拒否。これに市民の会側が「行政として対応が不誠実。出席を求めていなかった部長は退席してほしい」と述べると、四人が一斉に席を立ち、同会館館長室に立てこもる形に。両者が向かい合ったのはわずか十分程度だった。

その後、ドア越しに回答を求める市民の会と二上部長らが激しい口調でやりあう場面もあったが、二上部長ら四人は追いすがる会のメンバーを振り切るようにして、車で会館を後にした。

作品の公開を求める運動を続けてきた小倉助教授は「話し合う前に〝門前払い〟を食った感じ。県教委側は質問状すら持たずに出席し、初めから質問に答える姿勢が見られない。これまで以上に不誠実だ」と対応を批判。同会では「今後、法的な手段を含め、県教委や美術館の対応をただしていく」としている。

1993. 4. 29. 中日新聞より

大浦作品売却！県当局居直り

対富山県交渉報告

富山県立近代美術館で、86年から非公開にされていたあの大浦作品が、「匿名の個人」に売却されていた！（作品は、ヒロヒトをコラージュした版画です。）そして、美術館に保管されていた、大浦作品が収録されている図説も、四七〇冊すべてが焼却されていた！

87年から、富山県相手にねばり強く、作品の公開等を求めて運動している「大浦作品を鑑賞する市民の会」の要請に応じて、4月28日、久しぶりの富山県交渉に参加しようとしたらこの始末。

さて交渉当日、大阪と東京からの参加者含めて8名が、約束の午後1時に教育委員会文化課長のところへ行くと、不在。″4時から4時半に教育文化会館で待機している″という失礼な置き手紙のみ。対応する係員も要領を得ず。上司の二上文化体育部長の部屋へ赴くと、これが旧態依然たる役人で埒あかず。実は、コイツが本日の立役者であった。

ともかく、4時に教育文化会館会議室へ出向く。エレベーターで二上と一緒になる。ゲゲッ、なんだ昼間トボケてたけど、コイツも出るのかとイヤな予感。会場の入口側に4人分の席があり、真ん中に部長が座る。我々は奥の2列の席へ。マスコミも、TV、新聞20名くらい。4時2～3分前、室谷文化課長、美術館の武内副館長、堀総務課長が入ってきたところで、二上の一声。「時間通り始めて時間通り終わろう」。ノッケから我々を威嚇。しかも全員手ぶら。1時に文化課、4時に美術館という約束を破り、一方的にこの場所を設定したことへのお詫び、弁明、説明一切なし。来てやっただけでもありがたく思え、という態度。業を煮やして、こちらから、23日に渡した公開質問状の答えを聞くと、「回答は議会での報告通り」「趣旨は議会報告書通り」と怒気を含んだ答えのみ。そこで部長に退席を迫ったとたん、「出ていけというなら、出て行く」と課長3人へも退席を命令して、約10分で逃亡。そして、会館の館長室に約15分籠城。あげく、ドア越しに「出ていけといったから出て行った、バカタレッ」という二上の暴言。その後4人は、予定時間の4時半ごろ、会館の女性職員に呼ばせたタクシーで走り去った。

とまあ、横暴な対応であきれもするが、作品の売却ですべてが終わったとする、富山県を許さない。「市民の会」は、今後、民事訴訟も考えている。富山県に知人、友人のある方は、ぜひ紹介を。

問い合わせは、富山市中央郵便局私書箱97号／電話0764（22）7275

（東京からの参加者・K）

「雅子の真実」についての噂

紹介

雅子の真実

たった一ヵ月前にやった集会が、こうして本になっているのも不思議なら、実は、この本はまだ書店に並んでもいないのにこうしてニュースに紹介がのるというのも不思議だが、世の中はいろいろなことがあるので、驚くにはあたらない。

本書は、今号のニュースにも報告がのっている、四月四日の集会「雅子の真実」（国家と儀礼研究会・主催）の、ほぼ忠実なライブである（当日上映されたビデオも写真におこして何点か収録されている）。したがって、本書の詳しい内容は集会報告の欄を参照していただければよいのだが、ここでもう一度確認しておきたいことは、この集会の目ざしたものが集会のタイトルにもかかわらず、けっして権力ーマスコミによってたれ流されたウソの「物語」に、「雅子の真実」を対置することではないということである。

本書の「あとがき」で、国家と儀礼研究会のメンバーである野毛一起氏はこう述べている。

「マサコ・ナルヒトの結婚物語の捏造過程では、『物語』の背後にある権力の実像をあばくことよりも、むしろ『物語』が前に向けて語られていく時の『広がりかた』を問題にしようと考えた。『物語』の『閉じられかた』よりも『開かれかた』のほうに、象徴天皇制に対する批判的テーマがあると考えたからである。なぜなら『物語』は『真実』だから流通していくのではなく、『物語』は『物語』として、つまり虚構のまま流通していくのである。こうした虚構の往環こそが、天皇制の血脈ではないか」。

この集会は、そういう意味では、天皇制批判の方法についてもある示唆を与える。この点については議論もあろう（事実、端初的には集会発言の中でも出されていた）。ぜひ一読をおすすめする。

（社会評論社・刊／税込一五四五円）

（北野誉）

反天連スピリッツより転載

図録焼却やっと表沙汰に

5月 1日　図路焼却がマスコミで報道される。この時点ではじめて私たちも図録焼却を知る。

県立近代美術館

美術図録470冊を焼却

天皇コラージュ版画収録

県立近代美術館は公開の是非をめぐり知事殴打事件にまで発展した天皇の顔写真などをモチーフにした大浦信行氏のコラージュ（張り絵）を売却したが三十日までに、作品を収録した美術図録四百七十冊を焼却処分した。

図録は昭和六十一年、美術館で開かれた「86富山の美術」に出展された作品を収めたもので、大浦氏の作品十点も収録。千部作られ、市販、寄贈などで四百七十冊が残っていた。

大浦氏のコラージュは美術展終了後、県議会で問題化。美術館は作品を非公開とする一方、図録の販売を中止。十九日までに県が購入した作品四点を売却したが、売却先は明らかにされなかった。

図録を焼却処分したことについて八木県教育長は「図録は展覧会のためのものであり、美術品とは違う。作品そのものを売却した以上、残してもしょうがない。県教育委員会の了承も得ており、十九日に美術館で全部処理したと聞いている」と言っている。

一方、大浦氏は「焼却処分は私の作品が抹殺されただけでなく図録に収録された他の作家の表現の自由をも否定する行為だ」と話している。

大浦作品を鑑賞する市民の会の浅見克彦さん（札幌市）は「開いた口がふさがらない。作品そのものの評価が分かれるにしても、判断根拠となるものは残しておくべきだ。大浦さんの作品に限らず、どういう作品が展示されたかも抹殺する行為で、富山の文化行政は暗黒時代に入ったといえる」と話している。

1993.5.1 北日本新聞より

市民の会、ビラまきでなんとか対抗

5月 2日　市民の会、抗議のビラまき。

［県近代美術館のコラージュ売却問題］

93.5.2 北中

収録の図録焼却も不当

市民グループが抗議ビラ

公開の是非が問題になっていたコラージュ（張り絵）を県立近代美術館が売却処分にしたと同時に、これを収録した図録「'86富山の美術」四百七十冊までも焼却していたことが分かったのを受け、作品の公開を求めてきた市民グループは一日朝、「県は暗黒の文化行政に走ろうとしている」としてJR富山駅前で処分の不当性を訴え、ビラを配布した。

図録の焼却処分を非難し、ビラを配る「観賞する市民の会」のメンバー＝JR富山駅前で

ビラまきしたのは「大浦作品を観賞する市民の会」の浅見克彦・富山大助教授らで、「一部も残さずに焼却したことは、不用になったから処分したということでは済まない。一連の問題をもみ消すための暴挙だ」として、県有資料を処分した美術館を非難している。

図録は、一九八六年（昭和六十一年）美術館で開かれた「'86富山の美術」に出展された作品を収録。昭和天皇の肖像を使った大浦信行氏の作品十点を収録している。千部つくられ市販、寄贈などで四百七十冊が美術館に残っていたが、今回これをすべて焼却した。

図録は、県立図書館に一部だけ所蔵されている。しかし、美術館が作品を非公開としたのを受けて八六年八月に閲覧・貸し出しを禁止。その後、日本図書館協会が「図書館の自由に反する」との見解を発表するなどしたため、県立図書館は九〇年三月に閲覧を再開したが、その初日に県内の神職によって破り捨てられ、再び閲覧ができない状態になった。

「市民の会」では近代美術館に図録の図書館への再寄贈と閲覧の再開を求めてきたが、今回の焼却でそれも不可能となった。「市民の会」では非公開問題で全国的にも有名になった大浦氏のコラージュを唯一、一般の人が見ることのできる「貴重な資料」として「図録」をとらえてきた。

近代美術館の焼却処分によって、一般県民はこの「図録」と大浦作品を十分に見る機会を失い、公開の是非をめぐる論議に自分の価値判断を参加させることもできなくなった。

浅見助教授らは「文化資料に対する県の扱いの軽薄さと、天皇が絡むと無原則をやらかすデタラメな姿勢は明らか。作品に対する評価も意見交換も妨げようとする文化への敵対にほかならない」と非難している。

知事に審査請求——特別観覧不許可問題もしつこく追及——今までに5人以上が出す

マスメディアでは小倉の名前しかでていないが、実は
5月10日　小倉利丸が特別観覧不許可を不服として知事に審査請求。他にも審査請求を出した人が何人かいる。

「遠近を抱えて」の特別観覧不許可

県処分取り消しを請求

県立近代美術館に収蔵されていた版画家・大浦信行氏のコラージュ作品「遠近を抱えて」の公開を求めてきた市民グループ「大浦作品を鑑賞する市民の会」の小倉利丸世話人（富山大助教授）は十日、中沖知事に対し、八木近直・県教育長が出した同作品の特別観覧請求を不許可とする処分を取り消すよう求める、行政不服審査法に基づく審査請求を提出。またあわせて、同作品の購入者から同作品の提出を求めるなどの申し立ても行った。

特別観覧は同美術館条例に基づき、収蔵作品を学術研究や撮影などの目的で見ることができる制度。県教委が許可を出すかどうか判断し、観覧の際には職員の立ち会いが必要。

請求書面によると小倉さんは今年三月七日、八木教育長に、非公開となっていた同作品の特別観覧を請求したが、同十一日に不許可処分とされた。これについて小倉さんは①特別観覧は不特定多数の人々に展覧する「公開」とは性質が異なっている②不許可通知書には理由が記されていない、などの理由から処分の不当性を述べている。

県教委は先月十九日、同作品を個人に有償譲渡するとともに、同作品を収めた図録四百七十冊を焼却処分した。

《審査請求書》

審査庁　富山県知事　中沖豊殿

1993年5月10日

審査請求人　小倉利丸

下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢
　住所　富山市太田口通り3-5-2-101
　氏名　小倉利丸
　年齢　1951年11月20日生まれ（41歳）

2. 審査請求に係る処分
　審査請求人（以下、「私」と記す）に対する教育長の1993年3月11日の「特別観覧申請」の不許可処分

3. 前項の処分があったことを知った年月日
　1993年3月17日

4. 審査請求の理由
　第二項記載の処分を取り消す決定を求める。

5. 審査請求の理由
　(1) 私は1993年3月7日付で、県教育委員会教育長に対して、同美術館が定める制度に基づいて、同美術館が所蔵する大浦信行作「遠近を抱えて」の特別観覧を請求した。
　(2) 県教育委員会教育長は、1993年3月11日付で、上記請求を不許可処分にした。
　(3) 不許可の理由については、通知書には記載されていない。
　(4) 以下の点で、私は特別観覧の不許可処分はあやまった処分であると考える。

a. 「遠近を抱えて」が不当にも非公開をとられてきていることは承知している。しかし、特別観覧の制度は、いわゆる「公開」として一般に理解されているような展示場で不特定多数の人びとに展覧するものではない。従って、特別観覧まで不許可にすることは、現在の非公開の措置を前提としても、誤ったものといわねばならない。

b. 同美術館の基本方針には、「広く県民に美術に関する情報と資料を公開し、その普及活用をはかる」とあるが、特別観覧不許可は、この方針に反するものである。

c. 不許可通知書には、不許可についての理由が記されていない。理由なく公開の施設の利用を拒むことは、地方自治法244条2項「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」に反する不法なものである。

d. 地方財政法第8条には、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」とあるが、理由なく特別観覧を不許可にすることは、県民の財産である作品の目的に応じた効率的運用に反する。

e. 「遠近を抱えて」の特別観覧を不許可にすることは、権利侵害である。憲法13条に定められている自由追求の権利、および同14条の「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会関係において、差別されない」に反する。

f. 「遠近を抱えて」の特別観覧を不許可にすることは、憲法21条で保障されている「表現の自由」および検閲の禁止に反する。

　(5) 以上のように、本特別観覧不許可処分は、公開を原則とする公共の美術館の運営を逸脱し、特別観覧制度の運用を誤ったものである。よって、その取消しを求めるため、本審査請求を行った。

6. 処分の教示
処分庁は、「この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます」と教示している。

7. 申し立て書の添付
口頭での意見陳述、および物件の提出要求について、「申し立て書」を添付する。

アーティストの抗議本格化

5月12日　「86富山の美術」出品者のうち13名が連名で抗議声明を出す。

美術館の姿勢に憤り

大浦作品売却で抗議声明の作家ら

『前代未聞の愚行 表現活動守るため決起』

県立近代美術館が大浦作品を売却し、作品を収録した図録「'86富山の美術」を焼却した問題で十二日、県内外の美術作家十三人が美術館と県教委に対する抗議の声明を発表した。大浦信行氏以外の美術作家にとっても「他人ごと」ではすまされない問題となったわけで、同日に記者会見した作家らは美術館の姿勢に強い憤りと不信感をあらわにした。美術関係者が正面から抗議の声を上げたのはこれが初めてで、今後、関係者に波紋を広げそうだ。

大浦作品の売却と図録の焼却部分に対する抗議声明を発表し記者会見する作家＝県庁で

抗議声明に名前を連ねているのは、安達博文、加賀谷武、川井昭夫、久谷篤枝、冨田潤、富山省三、長谷宗悦、東山秀誠、藤江民、堀浩哉、松原龍夫、村椿雅憲、横山善一の各氏。

「富山の美術」は同美術館が、ほぼ二年に一度の割合で同県内在住か出身、あるいは縁のある作家の作品を集めて開いている展覧会。「遠近を抱えて」は三度目の一九八六年に出品され、県が購入した。

県庁記者室での記者会見には代表五人が出席。画家の堀浩哉さんは「美術館が自らが評価した作品を売却したのは前代未聞の愚行。ある美意識や平均的な価値観に反するものは排除するということだ。美術館は現在の価値基準に外れるものであっても積極的に評価し、擁護するべき役割を放棄した」と美術館の姿勢を批判。

さらに「天皇の肖像が使われたことだけが一人歩きし、作品そのものについては論じられたことがないまま非公開、売却という措置が取られてきた。問題となった当初、作品についてきちんと説明しなかったことが、ここまでの事態を招いたと思う」とも述べた。

「まだ抗議の意思を持っているアーチストは多いはず」といい、過去六回の「富山の美術」すべてに出品している画家の藤江民さんは「だれのためでもなく、自分の表現活動のために声を上げた。声明をきっかけに運動が広がってくれれば」と期待を込めた。

この声明に対して県立近代美術館の楠館長は「作家の気持ちは分かるが、やむを得ない措置であり美術館の立場を理解してもらいたい。また今後も運営に協力をしてほしい」とコメントした。

声明（要旨）

美術作品は多様な価値観から生み出されるものであり、その多様性を受け入れることが、憲法でうたわれた「表現の自由」の精神。それを擁護するのは美術館の役割である。

県教委と県立近代美術館は、版画作品「遠近を抱えて」を自ら収蔵作品に加えたにもかかわらず、作品そのものについて理解を得ようという努力をしないまま非公開にし、売却することで、本来の役割を放棄してしまった。

図録の焼却処分は、「'86富山の美術」展そのものを抹殺する行為であり、図録に文章を書き、作品写真を提供した全作家を否定する行為である。

教育委員会に陳情が出る

作品売却、図録焼却という重大な決定を下したのは、教育委員会。でも、教育委員のセンセたちは、事務局のお膳立てした文書をそのまま承認したらしい。自分達の決定したことがどれほど大変な問題であるかを自覚してもらうために陳情書を出す。しかし5月20日の教育委員会では議題にもならず。

5月13日　小倉など13名が教育委員会に作品買い戻し、図録再版などを求める陳情書を提出。

5月20日　第6回教育委員会。陳情については議題にもとりあげられずに終る。

陳情書

（［］内は本誌収録の際の補足です。）

富山県教育委員会殿

1993年5月13日
陳情者　小倉利丸
ほか１２名

富山県立近代美術館に収蔵されていた「遠近を抱えて」（大浦信行作）の売却および図録『86富山の美術』の焼却処分に関連して、以下のとおり陳情する。

1.　「遠近を抱えて」の売却は不当なものであり、すみやかに買い戻し、富山県立近代美術館に収蔵、公開することを陳情する。

2.　『86富山の美術』の焼却処分は不当なものであり、すみやかに再版し、また販売を開始することを陳情する。

3.　富山県立図書館の所有する『86富山の美術』について、焼却等の処分にすることなく、公開すべきことを陳情する。

4.　大浦作品を鑑賞する市民の会が出した「公開質問状」（1993年4月23日づけ、県立近代美術館および県教育委員会宛）に対して、誠意ある回答を行うよう陳情する。

陳情の理由

1.について［売却の不当性］

教育委員会が県議会教育警務委員会に提出した文書によれば、「遠近を抱えて」を売却した理由として、作品の所有が美術館の管理運営上の支障になるという点と、作品がプライバシーの侵害にあたる疑いがあるという点が挙げられている。こうした抽象的な一般論で作品の売却が決定されたことには重大な事実認識および文化行政の基本姿勢の誤りがある。

（1）美術館条例の履行を怠り、美術館の基本方針に反する決定である。

美術館条例第11条には「施設設備、美術品又は美術資料を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき」「入館を拒否することができる」とある。また、美術館運営の基本方針には「広く県民に美術に関する情報と資料を公開し、その普及活用をはかる」とある。これらの規定は、買い入れた作品は原則として公開されるべきであり、また公開の努力を行なうことをうたったものである。そして、こうした美術館の方針に反対して美術館の管理運営上支障となるような出来事を未然に防止できるように入館拒否の措置をとれるということを規定している。「管理運営上の障害」といった抽象的な理由によって作品を簡単に売却してしまうことは、こうした美術館設置の基本精神に反する。

（2）作品の維持と公開のための努力をせずに売却という手段を選んだことの誤り

原則公開という「基本方針」をふまえれば、「遠近を抱えて」の非公開措置は正常なことではなく、公開のための努力を積み重ねるべきである。にもかかわらず、「遠近を抱えて」の問題については、館全体で議論されたことがない。館のトップが全てを決定しており、学芸員の会議や課長会議などでも正式に論議されたことはないと聞いている。今回の作品処分についても館内での慎重な議論なしに決定されている。したがって、「管理運営上の障害」とはいっても、それに対する出来得る限りの対処を怠っており、とうてい今回の売却処分は認めがたい。

（3）「プライバシーの侵害」という理由は、裁判所によって否定されている

また、「プライバシーの侵害」という理由についても不当なものである。「遠近を抱えて」がプライバシーの侵害にあたるという理解は、図録『86富山の美術』を破棄した右翼の理解と基本的に同じものであるが、この作品理解に対しては、すでに図録破棄事件の裁判の第一審で裁判所が明確に否定している。こうした裁判所の判断が出されているにもかかわらず、なぜ教育委員会は、プライバシーの侵害という理由を持ち出したのか理解に苦しむ。もし、プライバシーの侵害にあたるということであれば、作品のどの部分がそれにあたるのかについての慎重な判断が必要である。作品を前にして、そうした慎重な議論がどれほどなされたのであろうか。

（4）マスコミでも掲載、放映されている図像である

売却された「遠近を抱えて」については、その図版が何度も新聞紙上でも掲載され、テレビでも放映されている。このことは、マスコミの判断としては、これらの作品はプライバシーの侵害にはあたらないということであろう。この点でも教育委員会の判断には一般性がなく、説得力に欠ける。

（5）栃木県立美術館では「遠近を抱えて」は非公開でもなければ売却処分にもされていない

「遠近を抱えて」は、栃木県立美術館にも収蔵されているが、栃木では何度か展示されており、非公開にはなっていない。これは、法の下の平等

の原則に大きく違反しており、このことひとつをとっても、作品の維持、公開の努力を怠ってきた美術館と教育委員会の責任は重大であると考える。

(6) 作品処分の理由が前例として他の作品や図書館の図書に及ぶ危惧

今回の教育委員会の出した「理由」は「遠近を抱えて」にとどまらず一般性があり、他の作品や図書館の図書にも適用されると言うことになれば、由々しき事態である。作品の評価は、時代と共に大きく変化する。図書館には天皇について様々な解釈や評価を下した作品があるように、美術館でも多様な表現の作品が収蔵されていることはごく自然なことである。戦前と戦後では、天皇についての表現の規制が大きく変化したように、時代によって評価は変ってゆく。文化的な資料は、何十年、あるいは何百年という単位で判断してゆく必要があり、時の権力の意向で左右されてはならないものである。したがって、文化行政は、多様な表現を保障することが大切であり、そのために様々な論議を促し、暴力による表現の抑圧に対しては断固たる態度をとるべきである。長期的な視野に立って、貴重な文化資料を収集し公開する責務を担う美術館と教育委員会は、この点を十分考慮し、作品の買い戻しと公開のために最大限の努力をすべきであると考える。

2について [図録焼却の不当性]

上記、作品について述べたことは図録にも当てはまることである。以下、図録に関する点についてだけ述べる。

(1) 図録焼却についての検討の不在

図録の焼却は、教育委員会で議論されたのであろうか。新聞等の報道によれば、この点がまったくわからない。もし、教育委員会で議論されていないのであれば、重大な手続き上の瑕疵があるといわざるをえない。

(2) 図録そのものを焼却することの不当性

図録には、問題の作品の他に多くの作家の作品の図版が掲載されており、それらも含めて焼却処分とすることは明らかに行きすぎである。したがって、図録は再版し、販売すべきである。

3について [図書館の図録を処分するな]

県立図書館は、右翼によって破棄された図録を裁判の終了後に修復して公開すると述べてきた。しかし、美術館の図録焼却という措置によって、こうした図書館の方針も変更される可能性が大である。しかし、既に日本図書館協会から何度も批判が出されてきたように、図録の公開は図書館界全体の意向であり、また日本図書館協会による図書館の憲法ともいうべき「図書館の自由宣言」の精神からしても、図録公開は堅持されるべきである。また、国会図書館に所蔵されている図録は公開されていることを考慮すれば、富山県において同じ図録を非公開あるいは焼却等の処分とすることは適当でないことは言うまでもない。

4について [質問状に回答せよ]

大浦作品を鑑賞する市民の会が提出した「公開質問状」に対して、美術館および教育委員会は回答を拒否している。他方で、図録破棄事件の被告に対しては、図録焼却の事実をいち早く知らせている。このように、行政が特定の住民にのみ便宜を図ることは、行政の公平の原則に違反している。

また、4月28日の県教育文化会館の市民の会との会合の席上、二上文化体育部長は、公開質問状への回答を拒否しただけでなく、会見に臨んだ市民の会のメンバーに対して「バカタレ」といった罵りの言葉をあびせ、また、美術館の責任者は、窓口の職員に対して居留守を使うように指示するなど、行政が果たすべき必要最低限の住民サービスの姿勢もみせないなど、その対応は目に余るものがある。

[右翼に屈した県教育委員会と美術館]

今回の教育委員会の決定は、右翼の暴力に屈するものである。「表現の自由」を維持することは、決して容易なことではない。とりわけ理不尽な暴力に直面したとき、その暴力に屈するのか、それともそうした暴力から「表現の自由」を守り通すのか、このことが実は表現に関わる行政と施設には常に問われている。とりわけ現代のように文化的な価値観や表現の様式が多様化し、ばあいによっては相互に対立する見解が出される場合、行政は、この多様性を保障することと、そこで生ずるであろう対立や摩擦を、暴力ではなく、議論や言論によって闘わせる能力を持たなければならないと考える。こうした観点に立ったとき、今回の教育委員会の決定は、さらなる右翼の暴力を呼び起こすだけである。

日本の美術と文化行政の基本問題だ

コリン・コバヤシ（在パリ）

大浦問題は本当に醜い有様になってきましたね。売却だけでなはなく焚書までついてくるのですから、怒り心頭も通り越して、呆れ返るばかりです。しかし、呆れ返っている場合ではありませんね。これほどひどいレベルのことに対しても、明確な批判と明確な態度を取り、具体的な実践を通して闘わなければ、この日本の「封建時代」はなくならないことは明らかです。頭の優れた人々はあまりにもバカバカしいのか、益々モノを言わなくなって奥に引っ込んでいます。そして愚鈍で感が悪く、不誠実な連中が増々わが物顔にのさばり歩く、というのが日本の構造でしょうか。これは儒教的、仏教的、老荘的な仕草のひどくネガティブな側面だと思います。こうした状況を変えないかぎり、日本の社会状況は変らないことは言わずもがなです。

今、パリのユネスコ本部を中心にして、大金をかけて「日本文化フェスティバル」なるものが催されていますが、勅使河原宏が総監督でやっていますが、何ということはない、相変わらず、能狂言、生け花茶会（あとはせいぜい舞踏でしょうか）を中心にすれば、日本文化を紹介したと思っているメンタリティの低さがあります。これでは「フジヤマ・ゲイシャ」のステレオタイプ——これはヨーロッパからと、日本自身の相互のオリエンタリズムによるでしょうが——を越えられないばかりか、自らその虜になるばかりです。今回の催しは言ってみれば、勅使河原の花舞台を作ってあげたようなもので、草月と勅使河原の大茶会なるものが、日本文化の紹介だったという堕ちた話です。

これほど経済力もあり、大国だと言われていながら、文化や政治に関してはひどく情けないことしかできないのが日本の実体です。こうした催しは、日本では「大好評を博し…」と報じられてしまい（日本大手メディアのジャーナリスト達の批判精神のなさが最大の原因ですが）、見識あるフランス人は、日本趣味の人でないかぎり、これらの催しの質の低さを見抜いているでしょう。そして日本文化のこのような紹介のされ方をしていても日本の中からは何も批判が起こってこないのが現状です。

以上のことは一見、大浦問題とは無関係のように見えますが、実はまったく同じことの違った側面を見ているにすぎないと思われます。つまり、文化をスタイルでしかみないこと、日本の文化は純粋培養された文化であると考えていること（それを体現しているのが天皇家であるというような）などが根本にあると言えそうです。

大浦問題の経由と現状を見ると、これは美術家の「表現の自由」の問題ばかりでなく、美術家と美術館行政の問題、市民と美術館の関係など、グローバルな意味で日本における美術と文化行政の在り方をめぐるきわめて基本的な問題だと思われます。

FROM READERS

（★印は編集部からのコメントです）

♠金権政治、侵略経済、PKO、パトリオット配備、原発、教育現場への「日の丸・君が代」の押し付け、「国体・植樹祭」による天皇賛美。私たちの精神を侵し、天皇制を賛美する「コウタイシ」の結婚と、日本は今、再び、国を挙げて、暗闇の時代のはてしない、奈落の底を目指して、ころげ落ちている。そんな中、せめて６月９日ぐらいはゆっくりと『遠近を抱えて』を鑑賞したいと思い、鑑賞希望日を６月９日にしました。（蓮見耕児さん）
★作品売却がわかる前に頂きました。

◆突如として県教育長は　２０日、県議会で大浦作品「遠近を抱えて」を売却したと発表したが、誰にいくらで売ったか極秘になっている。和議して公開せず、鑑賞用ということで、これを信用しての売却なのだろうが、これだけ騒がれた作品なら、誰でもノドから手が出ように。勝手に判断して極秘転売は許されない。信用できないからだ。
　ゴッホは生涯にタッター枚だけ絵が売れ、狂死しているが、このゴッホ作「ひまわり」は５６億円で日本の画商が落札している。知事、中沖豊が教育長に命じて外部へ転売した真意は何であれ、県民の税金で買った品。許せません。（松本直治、８１歳、北日本新聞社相談役）

♥大浦作品の焚書事件は右翼に屈した民主主義の否定です。皇太子結婚の時期に、佐川・金丸で知られた汚い銭でしか維持出来ぬ体制が、小選挙区、改憲できりぬけようともがく一例としてあらわれたものと思っています。（布村家寿男さん）

♣あくりに思いがけない結末にびっくりしています。真っ向から「どうして見せてくれないの」という市民の問いに答えることをさけたのですね。役所って、そんなにゴタゴタが苦手なんじしょうか。ちっとも「近代」的じゃないですね、発想が。（内田彰子さん）

♠大浦信行さんの作品は写真で見るかぎり、すごく宗教的なんですね。だからどうみても天皇賛歌の絵にしか見えない。これのどこが問題なのかさっぱりわからない。でも、ジョン・コルトレーンのレコード・ジャケットの方がより宗教的で、爽やかかな。ゴメンネ。（とはいっても今は、ボビー・ブラウンやアイス・キューブの時代かな…）（チュプチセコルさん）

♥大浦作品売却はあまりにひどい。民主主義の国とは思えない。実際民主主義の国ではないけれど美術館の歴史に大きな汚点を残す事になったと思います。どこにも、こんな話、聞いた事がありません。やり方が、子供じみています。幼稚です。まだ皆、地方の人は知らないと思いますので広く知らせて欲しいと思います。買った人がその作品を処分していないかも心配ですね。（千葉県の読者から）

♣富山”ケン”ハ”ヤッパシ”芸術（なんていう）文化は不毛ダッタのだ！行政の”態度”そして市民の”抗議”の不在。企業などの黙視…！”天皇のプライバシー”と”管理上の障害”でいとも簡単に”芸術的価値”を否定する”エライ”さんの視点でこれからも”芸術”を語ろうとする”とやまケン”の”活き活き”した”それ”はなんなんだろうナ。（魚津市、田中光幸さん）

♠おーっと、厄介払いか！！　きっと、上の方から圧力がかかったのでしょうネ。県立美術館のお役人の方々の心労察するに余りあるものがあったこととご同情申し上げます。とはいえ、貴方様の対応には、正直がっかり致しております。人それぞれ感じ方も考え方も違います。購入にあたって、貴方様はどう考えられていたのでしょう。とても聞いてみたいと思います。どう考えても、美術を愛してやまない誇り高き方々がご自分達を、管理人だとは思っていらっしゃらないと思うのですが。アーチスト達は、この社会をどう斬っているのだろう。そう思って近代美術館に足を向ける美術愛好家達の期待に応えていただきたいものです。余談ですが、あんなに騒がれた作品を購入した奴がうらやまし～いと、のたまう奴もいた！（富山市、Sさん）

♥作品を売ってしまうなんて、あまりにも情けない、と思いました。責任のがれもいいところです。大人が、私たちの税金を使って、仕事をする立場の人が、やることではありません。善悪・賛否は別にして、一貫した論理的な行動をとるべきです。対策に窮して逃げてしまったことを、今後恥つづけることになるでしょう。三人を死刑執行した後藤田法相は、苦しまぎれながらもやったことを認める発言をしています。それをみならえとはいいませんが、いい加減な態度でお茶をにごすのはやめるべきです。（東京都、大道寺ちはるさん）

♣前略、名古屋市内に住む一主婦ですが、今迄にアパルトヘイト否国際美術展とか色々な活動を通して美術家の方との交流を保って来た者です。今回の大浦氏の作品の一件についても、情報を送って頂いています。
　富山行動・裁判等々大変意義あると思いますが、大いなるエネルギーを必要とするのですね。
　そこで、私の提案一つお聞きください。私は、大浦信行氏の作品はマスコミ及び、小冊子を通して、拝見したのみで、ぜひ本物を、見たいのです。しかしこの様な状況下では、観賞する機会は、むつかしいと思われます。そこで、作家の方は活動中なので、コピーと云うかその様なものを量産されては如何でしょうか。右翼が走り回ってもとてもてがつけられない程大量の作品を街中（全国レベルで）はんらんさせては如何でしょうか。この作品を見たいと思っている人は大勢いると思います。又、この現実をこの際拡げる必要もあると思います。まずギャラリー関係にでも流すのは出来ると思います。是非この希望をお聞き下さい。お返事待っています。
　ファシズムの足音が聞こえてくる今日この頃、人権侵害、差別等々、抗議の声をあげたい事が多すぎる世の中です。私共も出来る事は応援しますので頑張って下さい。（名古屋市、稲田幸子さん）
★じつは、随分前に、市民の会で「遠近を抱えて」のカラー写真14点一組を実費程度でお分けしていました。それもここ1、2年なくなり、もう一度焼増ししようか、と検討するつもりでいました。絵はがきという手もあるし、焚書、売却への批判をこめたメッセージ入りも考えられます。こうした提案を是非みなさんからも寄せてください。ありがとう。

♥5/10付で、特別観覧を却下された６人のうち５人の審査請求を出しました。私より早く却下の通知を受けとっているメンバーが二人いたのであわてて送りましたが、６０日以内に入ったかどうか。（東京都・柏木美枝子）

会　計　報　告

1992.1.1から1993.5.30

収入の部		支出の部	
前期繰越	15,173	通信費	148,943
カンパ	230,970	事務用品費及びコピー代	36,534
会費	140,000	会場費	37,214
売上	48,220	カンパ	43,000
（資料及びバザーにて）		機関誌制作費	105,200
その他雑収入	1,584	バザー出店費	21,556
		（材料費含む）	
		その他	9,695
		次期へ繰越	33,795
計	435,947	計	435,947

大変長い間会計報告を載せなくて申し訳ありませんでした。機関誌発行２回に１回の割合で載せるようにしていきたいとおもっていますので今後ともよろしくお願いします。（佐伯）

唯一 むだなページ

いちのちゃん通信 No4.

4月5日 大浦作品を鑑賞する市民の会のミーティングに、あほうどり社のひとがきた。雅子の結婚式の日に、映画『幻舟』を一緒に上映することになった。私は雅子の実況放送も見たい人なので困ってしまったが、会場にテレビも持っていくことにしたので、皇室好きの人も来てください。

4月10日 富山の桜の名所、松川べりで、花見が始まっている。今日は土曜日だから土手はグループでびっしりで、みんな寒さをこらえて、酒を飲んでいる。

4月20日 東京に行ったので都庁に昇る。こんなムダなもんと思っていたのに、高い所はやっぱり気持ちいいから、また行きたい。。気持ちいいことをすると、何でも忘れてしまうのでみんなも注意しよう。　富山に帰って来たら大浦作品が、売り飛ばされていた。

4月25日 今年もアースデイの野外イベントがあった。『幻舟』の資金稼ぎに古着を売った。大遅刻をしてみんなの顰蹙を買ったし、雨嵐だったが面白かった。売り上げは目標額の6分の1だった。

5月1日 広島へあそびに行く。雨降りで何も見えない瀬戸内海をえんえん見て回るというのも珍しくて良かった。

6月1日 山王さんのお祭り。今年の見せもん小屋は、たこ娘と、カニ男とポンプ人間でしたが、たこ娘の足は縫いぐるみで、カニ男はどれなのか分からなかったのでした。ポンプ人間は剃刀や、金魚をのむのと火ふき芸とをやった。大道の金沢の薬うりはハブとマングースの戦いを、みせもんにしていましたが、そのハブは、なぜかコブラを使っていたんだった。　来年もいきたい。

料理教室はお休みです。

新しい第一歩

6.6「わたしたちに明日はあるのか」集会

久しぶりに活気のある集会だった。「遠近を抱えて」の売却、図録焼却後の最初の集会だったというだけでなく、県内のアーティストと「遠近を抱えて」の作者、大浦さん自らが主催した集会ということで、今までとは違って作り手が声をあげた集会としても画期的だった。参加者は100名を越え、最近の市民運動の集会としても非常に数が多く、となりの新潟や名古屋などからも参加者があった。やっと「遠近を抱えて」の問題が、新しい一歩を踏み出したという感じだ。

会場には、「遠近を抱えて」10点も展示された。やはり、現物は写真で見るのとは印象が違う。曼陀羅と天皇を組み合せた作品も、色あいがグレーを基調としていて曼陀羅のステレオタイプとはちょっと違うものになっている。こうした作品の持つ微妙なニュアンスはやはり現物をみないと批評できないということを改めて実感させられた。このことだけでも作品の非公開や売却がいかに不当なものかがはっきりわかった。

集会では主催者の経過報告に続いて、大浦さんが作品のモチーフについて20分くらい話をした。その後、憲法学者の奥平さんが富山の問題を、アメリカでのメープルソープのホモセクシュアルの表現に対する公的補助の取消問題など、富山の問題と共通する表現の自由をめぐる問題を紹介しながら、アメリカでは、裁判で表現を規制しようとする動きが退けられていること、これに対して、日本の憲法解釈ではまだこうした行政の文化政策における恣意的な判断を規制できる枠組みが確立していないことを批判した。また、アメリカの憲法学者のなかには、凡庸で議論の余地のない作品よりもむしろ論争や議論を呼び起こすような作品をこそ行政は積極的に買い入れ、市民の芸術についての議論を喚起する役割をはたすべきだという考えもあるといった様々な学説も紹介があった。奥平さんは、表現の問題でもはや行政を中立的な機関とみることはできないこと、行政が深く表現の内容に関与せざるを得ない状況になっているということをふまえて、「表現の自由」についての従来の憲法学者や憲法解釈ではもはや対応できないことを指摘した。

その後、針生一郎、柏木博、林昭博、堀浩哉によるシンポジウムにうつった。現代美術そのものは、問題提起てきであり、芸術がもつ多様な表現や主張を保障できるような美術館の必要が最も強調された。また、針生さんは、東京で開始した抗議声明運動の文書を会場で配布するなど、新たな抗議運動の展開もみられた。

集会は2時少し前に始まり、7時過ぎまで続くというマラソン集会だった。この集会の最も大きな成果は、やはり、作家の人達が直接発言したことと、従来こうした集会には参加しなかった人びとが熱心に集会に参加したことだろう。奥平さんの表現の自由を制限する行政の不当性についての非常に丁寧でわかりやすい説明と、作家サイドからの美術館という権力への批判の組み合せによって、富山の問題が非常に立体的に浮き彫りになった。

そして、なによりの成果は、多分、非常に自然な形で天皇の表現についてフランクな議論ができたことではないかと思う。こうした雰囲気は数年前には考えられなかったことだ。まだまだ行政などによる圧力もあるが、以前よりもみんなが本根を語り始めた様に思う。当日の集会の記録は桂書房から出版される予定。（小倉）

6.9皇太子結婚式騒動の批判集会も大盛況！

映画『幻舟』上映と講演・シンポジウム

前号でも紹介した6月9日の集会も、6月6日に続き、二回の上映で計120名と予想以上の参加者があった。あほうどり舎、LL会議、めんどり会議、ディスク・ビートそして大浦作品を鑑賞する市民の会が主催したこの集会は、主催団体が多いとはいえ、やはり天皇ネタ、保守的な富山でどれだけ集まるか、不安もあり、主催者たちは赤字覚悟だった。

映画『幻舟』は、家元を刺し、また、明仁の即位式では爆竹をなげるなどラディカルな活動もしつつ舞踊家として生きてきた花柳幻舟を主人公としたドキュメンタリー。イギリスの女性映画監督ジェーン・ベンサムたちが制作したイギリス映画である。天皇制と女性差別、部落差別などについて幻舟の体験を交えて語られる関西弁の語りの迫力はなかなかのもの。

午前の上映は10時30分から。スタッフ以外にこんな朝に誰が来るのだろうか、と不安に思いながらフタをあけてみるとなんと用意した椅子はほぼ埋まるという盛況ぶりだった。

午前の上映に続き、富山大の憲法の研究者、淡川さんの講演があった。天皇制に取り込まれないためには、上の者達が変ることに期待するのではなく、自分達一人一人が組み込まれている役割に対して出来るところからはずれてみることの重要性を強調した。

シンポジウムでは、LL会議、あほうどり舎、市民の会から一人づつ発言した。その後、フロアーからの発言もふくめて約1時間の議論があったが、最初はなんとなく静かな雰囲気で盛り上がらなかったが、「天皇に人権を」という考え方があるが、それをどう思うか、とか「雅子という呼び捨てには疑問がある、やはり雅子さんの人権を尊重すべきではないか」といった議論が出てきた当りから、考え方の違いがはっきりしてきてかなり盛り上がったと思う。

私は、パネラーだったけれども、「天皇に人権を」という考え方に対しては、「普通の市民と同じ扱いにするということだから、憲法の1条から8条までを削除すればいいのではないか」と発言した。呼び捨て問題は、東京で4月に開催された集会でも似た意見が出た。私は、天皇や皇室が市民の人権侵害の実質的な原因になっていること（「遠近を抱えて」問題もその一つ）、そうした事態を踏まえていえば、私個人としてはとても「さん」付けする気にはなれないと発言した。しかし、天皇制の難しいところは、こうした天皇がらみのトラブルに触れない限り、テレビで皇室を観察しているだけであれば「さん」づけしてもかまわないような無害な雰囲気があり、この「無害」さと天皇制が実質的に放つ様々な規制や暴力（今回の結婚がらみの警備、沖縄訪問の警備、表現の自主規制や検閲、右翼のテロなど）の落差を、多くの人びとが気づかない仕組ができていることだ。反天皇制運動の側が天皇制を「こわい」ものとしていくらアピールしてもその「こわさ」の実感が届かない、そうした問題がこの集会の発言でもあるていど見えていたように思う。それは、「天皇制の弾圧に気づかないとはケシカラン」というよくありがちな活動家による批判では解決できないことだ。むしろ、この落差を作り出している仕組それじたいを運動の側が露わにしなければならない、と思う。

6.6の集会とともに、この集会の参加者の数を見たとき、確実に富山も変りつつあるといえるかもしれない。「遠近を抱えて」問題の解決も決して夢ではない、と思わせる集会だった。

（小倉）

ボブと学校・・・転位２１

いじめられ続けた男がついにいじめられていた‘学校’に対して復讐を行う。

転位２１は実際に起きた犯罪事件を題材に演劇活動を行っている劇団だ。今春公演した「ボブと学校」も、ちょうど５年前神奈川県Ｈ市で起きた事件を扱っている。

２年前のテアトロには、宮崎事件を扱った「骨の鳴るお空」について、役者から吐き出される唾が気持ちが悪いとかなんとかで酷評に似た短文がのっていた。「骨の鳴るお空」が僕が初めてみる転位２１の公演であったが、別に酷い演劇だとは思わなかった。むしろ絶叫に近い声でまくしたてるせりふの数々や口許から垂れ下がるよだれに計算尽くされた演出を感じた。

今回のボブと学校にも部分部分で機関銃のごとくにせりふが吐き出され、よだれも例によって役者の口許をつたって、ステージに何滴か落ちていくのがライトに照らされていた。しかし前回同様、全く不快な気分にはならなかった。時代のいやらしさなり不気味さが感じられ、ボブという主人公が生きている時代、つまり紛れもなく現代のあり様をうまく表現していたように思う。

転位２１のどこが気に入っているか。公演される時に伝わってくる演劇がもっている時代を見つめる優しさが好きである。犯罪を単なる罪悪視するのではなく、罪をおかした人間の弱さに理解を示しながら、その犯罪の背景や現代社会に潜む問題性を考えようとする真面目さがいいのである。その真面目さが犯罪を一個人の病的性にその原因を求めたがる現代の風潮にささやかな異義申し立てを企てているようでもあるのだ。そしてそのことを通じてある犯罪が特定の場の中で特定の個人にしか起こらないのではなく、誰でもが、一定の条件があれば起こし得るものであることを教えてくれる。

今回のテーマは学校、あるいは学校を産み出した社会が持っている抑圧性であった。“社会的”能力を不幸にも身に付けていず、いつのまにか孤立させられた青年がそのさみしさを解消するために、あるいは子供の時に学校に充分いけなかったのをただ単に埋め合わせるために、放課後、学校に行く。何をするのでもない。青年はただ学校にいくことを望んだ。そこで、異質なものとの出逢いを経験しておらず、どのように対応すればいいのかも解らない、そこに集団になれば簡単に暴力性を帯びる、無邪気な子供たちから執拗ないじめを受け続ける。からかいを受け、時には石を投げら、唾もかけられる。青年は学校に抗議もするが、学校は何も取り合ってくれない。子供らの親は親で子供たちのそれらの暴力を知ることもなく、ただ単にその青年の不気味さだけにとらわれ、その青年の家にもう学校には来るなと言いに来る。そして青年はついに学校に……。

今の学校というところは多分その存在自体に人間的不自然性を抱えているものと思う。３０人であれ、４０人であれ、一定の集団を一つの教室に一定時間閉じ込め、子供らの『人間的成長』を大義名分に授業を行う。そこに良心的教師がいたとしても集団に対する管理は必要になる。その集団管理には抑圧的な部分が容易に入り込むものだろう。しかも学校を取り巻く社会（息子・娘をいい学校にやりたいと思っている親や学校を一つの人材供給センターぐらいしか思っていない企業や政府）が一層学校を抑圧的で画一的なものにする。

だからそんな学校ではいじめや暴力はしばしば起こるものなのである。子供は子供だ。色々なものを遊びにする。日々の抑圧的な気分がいじめにつながったとしてもおかしくない。大事なのは周りの大人、この場合は直接的には学校の教師だ。なぜ青年の訴えを無視したのか。

物語の後半部分における、今まで充分にボブに対して理解してこなかった彼の家族がみせた彼に対する優しさは、頼りなくも揺らいでいる現代の家族に残されているほんのわずかの可能性でもあったのだろうと思う。

（Ｏ）

憂き世カルタ

喜子

（グァテマラ帯の模様）

（ふ）福井の原発の風下で二十年で
一ぱいにクローバーの突然変異二十本

（き）旧ソ連へり六年前にサハリン沖に
墜落　ストロンチウム　一京三千兆
ベクレル　積んだまま

（そ）ソフトボール大会に顔写真、
名前入りポスター必要？

（や）役所はのらりくらり
消防署は前向きに
原子力防災の話聞き

（げ）原発推進派のあせりが生んだ
珠洲市長選　五票の不明票

（ど）こまでも拡大解釈　PKO

（せ）戦争責任とってないのに　PKO

（に）日本女性の平均収入は
男性の半分!!

（お）大浦作品を売却し　図録を焼いて
何を消したつもり？
富山県立近代美術館！

（ぜ）税金のムダ使い
吹上新御所　62室　56億円

（け）「結婚の儀」に
出すな公費　出そう口